



港長公示第 1-13 号

港則法第 39 条第 1 項の規定により、次のとおり船舶の航泊を禁止するので、同条第 2 項の規定により公示する。

令和元年 11 月 5 日

京 浜 港 長



京浜港横浜区第 2 区及び第 5 区内の新本牧ふ頭建設
工事区域における航泊の禁止について

京浜港横浜区第 2 区及び第 5 区内の新本牧ふ頭建設工事区域において新本牧ふ頭建設工事が開始されることにともない、船舶の航行安全のため、下記により一般船舶の航泊を禁止する。

但し、海難を避けようとするとき、運転の自由を失ったとき、人命又は急迫した危険のある船舶の救助に従事するとき、その他港長の許可を受けた場合はこの限りではない。

記

1 期 間

令和元年 11 月 15 日から当分の間

2 区 域 (別図参照)

次の各地点を順次結んだ線及び岸線により囲まれた海域 (世界測地系)

イ	北緯 35 度 26 分 24 秒、東経 139 度 41 分 21 秒
ロ	北緯 35 度 26 分 31 秒、東経 139 度 41 分 28 秒
ハ	北緯 35 度 26 分 26 秒、東経 139 度 41 分 36 秒
ニ	北緯 35 度 26 分 20 秒、東経 139 度 41 分 44 秒
ホ	北緯 35 度 26 分 15 秒、東経 139 度 41 分 52 秒
ヘ	北緯 35 度 26 分 13 秒、東経 139 度 41 分 56 秒
ト	北緯 35 度 26 分 06 秒、東経 139 度 41 分 50 秒
チ	北緯 35 度 26 分 03 秒、東経 139 度 41 分 42 秒
リ	北緯 35 度 25 分 59 秒、東経 139 度 41 分 34 秒
ヌ	北緯 35 度 25 分 55 秒、東経 139 度 41 分 27 秒
ル	北緯 35 度 25 分 51 秒、東経 139 度 41 分 19 秒
ヲ	北緯 35 度 25 分 53 秒、東経 139 度 41 分 14 秒

3 標識 (別図参照)

上記 2 のロからルの各地点に黄色灯付灯浮標が設置される。

上記 2 のイとヲの地点に黄色灯付灯標が設置 (陸上部) される。

4 禁止事項

船舶は、上記 1 の期間中、2 の区域内を航行及び停泊してはならない。

ただし、港長が許可した船舶及び海上保安庁巡視船艇を除く。

5 備考

工事区域周辺には「警戒船」の看板及び青色閃光灯を点灯（夜間）した警戒船が昼夜間、2 隻配備される。

